

監査公表第24号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成31年3月14日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
監査委員事務局

第3 監査に当たった監査委員
近藤 隆、滝川健司

第4 監査の期間
平成31年1月22日～平成31年3月8日

第5 監査の方法
平成30年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、業務執行状況等について確認するため、事務室の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目途に通知されたい。

【監査委員事務局】

意見

- 1 財政援助団体等（公の施設の指定管理者を含む。）については監査間隔が空くため、今後の監査の方向性、取り組み方を検討されたい。
- 2 各種監査時に各部局へ依頼する監査調書について、不明、未記入のもの、部局独自の様式を用い必要な項目を具備していないものが見受けられたので、監査をする上で見易く、各部局でも業務資料として使える資料となるよう検討されたい。また、調書の記載に当たっては、不備がないように各部局の指導を徹底されたい。
- 3 定例・行政監査等の指摘事項等に対し各部局から提出される是正措置について、取組状況、進捗状況が明確でないものが見受けられるので、具体的に状況確認できる方法を検討されたい。